

で自治体の財政状況を判断し、基準値より低いほど、その自治体の財政は健全であると評価されます。

健全化判断比率とは

財政の状況を表す次の4つの指標のことをいい、2つの基準によって財政の健全性を判断します。

4つの指標のうち1つでも「早期健全化基準」以上になると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化に取り組みなくてはなりません。

さらに、将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも「財政再生基準」以上になると、地方債の起債が制限され、予算の編成に国が関与し、確実な財政再生を図らなければなりません。

指標① 実質赤字比率

一般会計の赤字額の割合です。赤字の比率が高くなるほど、財政悪化が深刻となります。

指標② 連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、特別会計も加えた赤字額の割合です。

本町は、全ての会計において黒字決算となりましたので、数値化はされません。

指標③ 実質公債費比率

借入金の返済額が財政に及ぼす負担を表す指標です。この比率が高いほど、資金繰りが厳しいことを表します。

本町の数値は、早期健全化基準を大きく

下回っており、健全であるといえます。

指標④ 将来負担比率

これから支出が予定されている借入金の返済などの負担額の割合です。この比率が高いと将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。本町では負担額を上回る歳入が予想され、将来的にも黒字決算が見込まれるため、数値化されていません。

資金不足比率とは

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模（事業収入）に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示します。

「経営健全化基準」以上になると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。町が独自で運営する公営企業は下水道事業ですが、資金不足が生じておらず、数値化されません。

まとめ

以上のとおり、令和3年度決算における本町の算定結果はすべての指標において基準値を大きく下回り、健全な財政状況であることが証明されました。

今後においても、限られた財源を最大限活用するために最新の情報を収集しながら各事業の精査を進めていきます。

また、借入に頼らない自立的な財政を堅持してまいります。

問合せ 総務課総務・財政グループ

☎ 28・6003

健全化判断比率

(単位：%)

	豊山町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※表中の「—」表示は数値がない（赤字がない）ことを表しています。

資金不足比率

(単位：%)

	会計名	豊山町	経営健全化基準
資金不足比率	公共下水道事業特別会計	—	20.0

※表中の「—」表示は数値がない（資金不足が生じていない）ことを表しています。

令和3年度豊山町一般・特別会計歳入歳出決算審査意見書（抜粋）

豊山町監査委員 堀尾博樹 豊山町監査委員 坪井孝仁

一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入11,783,451,318円、歳出11,313,627,923円、歳入歳出差引額469,823,395円で、翌年度へ繰り越すべき財源21,218,000円を差し引いた実質収支額は、448,605,395円の黒字を計上した。

一般会計において対前年度比で見ると歳入では、自主財源の柱である町税収入において、個人町民税28,775,581円の減額、法人町民税は59,051,311円の増額となった。また、固定資産税は18,026,188円の減額となった。全体では、14,635,126円の増額となり前年度より0.3%の増額となった。

歳出は主に衛生費417,263,283円、民生費368,574,083円の増額となった。

また、教育費1,197,257,498円、総務費1,150,944,323円の減額であり、全体では1,590,516,654円の減額となった。

歳出では、経常経費の見直しを図り、費用対効果を検証するなかで限られた財源を効果的に配分し、職員一人ひと

りが常にコスト意識をもって、効率的・効果的な予算執行に心がけていきたい。

経済状況は厳しさを増している。新型コロナウイルス感染症拡大による影響や通商問題の動向、海外経済の不確実性、労働力問題などが山積し、財政健全化のためにあらゆる情報収集に努められたい。本町では、自然災害への対策、公共施設の長寿命化計画、公共下水道のインフラ整備等、多くの事業が予定されている。各事業について経費を的確に把握し、事業の重要性・有効性を検証し、効率的・効果的な財政運営に努められたい。

令和4年度においても第5次総合計画を推進し、切れ目なく安心して住み続けたいまちに向けて引き続き自主財源の確保に努め、健全な行財政運営が遂行されることを期待し決算審査の意見とする。

▶ 問合せ 監査委員事務局（監査事務局） ☎ 28・6004